

平成29年度第17回庁議提案 審議・報告・その他
提出日：平成29年12月4日
担当部・課：総務部 人事課〔内線4063〕

| |
|---|
| ① 件名 |
| 平成29年人事院勧告に伴う給与改定等について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| 【背景】 平成29年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準引上げとボーナスの引上げ（0.1月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するとし、月例給、ボーナスともに俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに係る勧告をした。 |
| 【目的】 地方公務員法の給与決定原則に基づいて、国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与についても必要な改正を行うもの。 |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| 【根拠法令】 平成29年人事院勧告（平成29年8月8日勧告） 国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年12月中公布予定） 国家公務員の「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」（平成29年12月中公布予定） |
| 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| 平成29年11月17日 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」閣議決定 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」閣議決定 「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定 |
| ⑤ 主な内容 |
| (1) 一般職等に係る改正（月例給：平成29年4月1日遡及適用、ボーナス：公布の日から施行し、平成29年12月支給分から遡及適用） ① 給料表の改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉 行政職給料表の平均0.2%の引上げ。医療職及び幼稚園職給料表は行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。再任用職員については、400円の引上げ。 ※特定任期付職員については、1～2級のみ1,000円の引上げ。〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉 ② 初任給調整手当〈石巻市職員の給与に関する条例〉 医療職給料表の改定に伴い、医師への支給月額限度を414,300円に引上げ。（+500円） ③ ボーナスの改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉 民間の支給割合に見合うよう引上げ、勤務実績に応じた給与推進のため、0.1月を勤勉手当に配分。（期末勤勉手当年4.3月から4.4月へ） 併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ。（年2.25月から2.3月へ） なお、特定任期付職員の期末手当も0.05月引上げ。（年3.25月から3.3月へ）〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉 ④ 昇給抑制の回復措置〈石巻市職員の給与に関する条例〉 平成26年人事院勧告に基づく給与制度の総合的な見直し実施に伴い、平成27年4月から平成30年3月31日までの3年間、平均2%の給料を引き下げる経過措置を講じていたが、経過措置廃止に伴い若年層を中心に平成27年1月1日に抑制された昇給回復を行うもの。 対象者：平成30年4月1日現在で37歳に満たない職員 昇給等：昇給抑制状況等を考慮し平成30年4月1日に1号給昇給 ⑤ 新給料表（平成27年4月1日適用）切替えによる現給保障措置廃止 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、給料水準引下げによる激変緩和策として実施していた現給保障措置について、平成30年3月31日をもって廃止する。〈条例等改正不要〉 |

- ⑥ 特定職員（管理職員）に対する給料等の減額支給措置廃止
 〈石巻市職員の給与に関する条例、石巻市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、石巻市職員の育児休業等に関する条例、石巻市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例〉

55歳を超える特定職員（管理職員）に対する給料等の減額支給措置について、平成30年3月31日をもって廃止する。

- (2) 特別職等に係る改正（公布の日から施行し、平成29年12月支給分から遡及適用）

- ① 市長、副市長、教育長の期末手当を0.1月引上げ。（年3.25月から3.35月へ）〈石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例〉
 ② 市議会議員も特別職と同様に引上げ。〈石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〉

〈給料表改定・モデルケース〉

（単位：円）

| 区分 | 号給（モデル） | 現給料 | 改正給料 | 改定額 | 改定率 |
|--------|---------|---------|---------|-------|------|
| 部長級 | 8級26号給 | 455,000 | 455,400 | 400 | 0.1% |
| 次長級 | 7級32号給 | 425,300 | 425,700 | 400 | 0.1% |
| 課長級 | 6級56号給 | 401,500 | 401,900 | 400 | 0.1% |
| 課長補佐級 | 5級68号給 | 384,300 | 384,700 | 400 | 0.1% |
| 主幹級 | 4級49号給 | 353,400 | 353,800 | 400 | 0.1% |
| 主査・主任級 | 3級50号給 | 308,800 | 309,200 | 400 | 0.1% |
| 主事級 | 2級13号給 | 212,600 | 213,600 | 1,000 | 0.5% |
| 主事級 | 1級5号給 | 146,100 | 147,100 | 1,000 | 0.7% |
| 労務職 | 4級48号給 | 296,100 | 296,500 | 400 | 0.1% |

〈賞与・12月期総支給額〉

（単位：円）

| 区分 | 改正前 | 改正後 | 改定差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|
| 市長 | 1,868,750 | 1,983,750 | 115,000 | |
| 副市長 | 1,515,556 | 1,608,821 | 93,265 | |
| 教育長 | 1,317,469 | 1,398,544 | 81,075 | |
| 議員 | 829,725 | 880,785 | 51,060 | |
| 一般職平均 | 886,011 | 925,248 | 39,237 | ※44歳・大卒 |

〈一般職の平均的（44歳）な支給額の差額〉

（単位：円）

| 給料差額 | 賞与差額 | 差額支給額 | 備考 |
|-------|--------|--------|----------------------|
| 3,600 | 39,237 | 42,837 | ※差額支給額より所得税他が控除されます。 |

- ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市財政への負担】

影響額 96,885,000円（年度間比較共済費含む）

- ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県：人事委員会による勧告により平成29年11月定例会に提案

東松島市：平成29年12月議会に提案予定

女川町：平成29年12月議会に提案予定

- ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年12月 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」公布予定

「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」公布予定

市議会第4回定例会に「石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「平成29年度一般会計及び各種特別会計補正予算」を追加提案

- ⑨ その他